

【配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この支払調書は、法人の法第 24 条第 1 項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息（以下この表において「配当等」という。）について使用すること。
- この支払調書の記載の要領は、次による。
 - 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号（(10)において「法人番号」という。）を記載すること。
 - 「株式の数又は出資若しくは基金の口数」の「種類」の欄には、それぞれ次のように記載し、それぞれに対応する株数（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口（以下この表において「投資口」という。）及び受益権にあっては、口数）を「区分」の欄の区分に従って記載すること。
 - 株式（投資口を含む。以下(2)において同じ。）について数種の株式がある場合には、優先株、後配株のように記載すること。
 - 法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 3 項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）、特定目的信託（社債的受益権以外）、社債的受益権、その他法人課税信託のように記載すること。
 - (イ) 及び (ロ) のほか、その支払うべき配当等が租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等（(ハ)において「上場株式等の配当等」という。）である場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の配当等である場合には「（一般）」と記載すること。
 - 「配当等の金額」の項には、その支払の確定した金額（法第 36 条第 3 項に規定する無記名株式等（以下この表において「無記名株式等」という。）の配当等については、その支払った金額）を記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - 「通知外国税相当額」の項には、配当等に係る租税特別措置法施行令第 4 条の 9 第 14 項、第 4 条の 10 第 10 項、第 4 条の 11 第 10 項若しくは第 5 条第 10 項に規定する通知外国法人税相当額（(4)において「調整対象通知外国法人税相当額」という。）又は租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する支払の取扱者（(10)において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する上場株式等の配当等で配当等に該当するものの交付をする場合における当該配当等に係る同令第 4 条の 6 の 2 第 29 項に規定する通知外国法人税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該調整対象通知外国法人税相当額又は当該通知外国法人税相当額のいずれかに該当するかの別を「摘要」の欄に記載すること。
 - 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - 「基準日」の欄には、その支払の確定した配当等（無記名株式等の配当等については、その支払をした配当等）の支払に係る基準日を記載すること。なお、「（基準日）」の欄には、直前に支払をした配当等の支払に係る基準日を記載すること。
 - その支払うべき配当等が法第 6 条の 3 第 4 号に規定する社債的受益権の法第 24 条第 1 項に規定する剰余金の配当である場合には、「株式の数又は出資若しくは基金の口数」の「区分」の欄、「基準日」の欄及び「1 株又は出資 1 口当たりの配当（分配）金額」の欄は、記載を要しない。
 - 無記名株式等について、元本の所有者と配当等の受領者とが異なる場合には、元本の所有者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称を「摘要」の欄に記載すること。
 - 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
 - 配当等の支払の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該配当等の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称、所在地及び法人番号を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
 - 支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。
 - 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第 2 章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。